

第 22 期 第 3 6 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 3 6 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から、伊予市生涯研修センター「さざなみ館」において第 36 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	31 名
	事務局	次長
		係長
		主事

欠席者	農業委員	4 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 133 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	10 件
議案第 134 号	平成 29 年度農用地利用集積計画(第 2 号)について	1 件
議案第 135 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請につて	1 件
議案第 136 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	2 件
議案第 137 号	非農地証明願いについて	1 件

第 3 報告第 84 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 85 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 86 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知について	5 件
報告第 87 号	相続税の納税猶予に関する継続届	2 件

事務局

それでは皆様御起立をお願い致します。只今より平成29年度第36回5月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、15番 ○○ ○○ 委員、18番 ○○ ○○委員が区長会と重なりまして欠席となりました。28番 ○○ ○○委員、31番 ○○ ○○委員より欠席の連絡がございましたので、御報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号7番 ○○ ○○ 委員、8番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第133号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第133号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

今回新規就農者の方がお越しになっていますので、順番を変更し2ページの番号6、7、8につきまして関係がありますので一括して事務局の説明事務局の説明をお願いします。

6番

貸渡人	大平	○○	○○
借受人	大平	○○	○○
申請土地	大平字石原	田	外1筆
借受人の耕作面積	0	m ²	
申請理由	(貸渡人) 借受人からの要望。		
	(借受人) 新規就農にあたり耕作地確保が必要である。		

権利の種類等	5年間の使用貸借権の設定
借受人の予定作付作物	大平甲〇〇の申請地では、米 大平甲〇〇の申請地では、施設によるミニトマト を栽培予定。
主な農機具の保有状況 労働力	なし。農作業用自動車と耕運機を購入予定 祖父が経営していた樹園地で作業経験がある母と常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

7番

貸渡人	森	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
申請土地	森字藏地	田	
借受人の耕作面積	0 m ²		
申請理由	(貸渡人) 労力不足 (借受人) 新規就農にあたり耕作地確保が必要であるため。		
権利の種類等	5年間の貸貸借権の設定		
借受人の予定作付作物	エダマメを予定		
主な農機具の保有状況 労働力	なし。農作業用自動車と耕運機を購入予定 祖父が経営した樹園地で作業経験がある母と常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

8番

貸渡人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
申請土地	下吾川字柳	田	外1筆
借受人の耕作面積	0 m ²		
申請理由	(貸渡人) 労力不足 (借受人) 新規就農にあたり耕作地確保が必要であるため。		
権利の種類等	5年間の貸貸借権の設定		
借受人の予定作付作物	エダマメを予定		
主な農機具の保有状況 労働力	なし。農作業用自動車と耕運機を購入予定 祖父が経営していた樹園地で作業経験がある母と常時2人		

人

周辺農業経営への影響　特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

本人は独身ですが農機屋で、2年ほど勉強して帰ってきたそうです。やる気十分でお母さんも以前熱心にやられていたのでしっかりやってくれると思います。よろしくお願いします。

議長

番号7について補足説明をいたします。

ご説明がありましたが、私も新規就農者ということで、何回かお会いしましたが非常にまじめな方でやる気があるということです。当面はミニトマトを主体にやりたいということです。森の農地も当面はエダマメということですが、これが軌道に乗れば森地区の人・農地プランの受け人にもなっていただいて、3年後くらいをめどに拡張していこうかという本人さんの希望のようです。当面はミニトマトを集中的にしたいという非常に意欲を持った青年ですので、よろしくお願い申し上げます。

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

8番でも同じような営農方針になると聞いております。ただ、エダマメだけを1年間というのは短い期間だけで、冬作はどうするのかといろいろ聞いてみましたが、軌道に乗れば施設園芸をすると本人は言っておりました。そのあたりがどうなっているのか後で聞いてみたらと思います。

議長

ここで本人に入室してもらい自己紹介を兼ねまして営農計画の説明をしてもらいます。

(新規就農者が入室)

新規就農者

〇〇と申します。本日はありがとうございます。私は伊予市の大平地区に実家がありまして、大平地区でのミニトマトの施設栽培を最初は主体にやっていきたいと思っております。あと、森地区と下吾川地区にも賃貸借している農地がありまして、エダマメの栽培をやっていこうと考えております。最初はミニトマトの施設栽培が主体ですので、森地区と下吾川地区ではエダマメの一作になってしまい少ないと思われるかもしれませんが、ミニトマトの施設が8月の下旬定植の7月の上旬から中旬までの収穫の周年作を予定していますので、かなりの労働時間が必要になってきますので、メインはミニトマトでスタートしたいと考えております。ミニトマトの栽培は起動に乗れば増やしたいと思っていますし、それ以外の農地でもエダマメ以外の作付けもやっていきたいと思っております。基本的にはミニトマトもエダマメも農協出荷になります。ミニトマトを栽培する農地が、約1700㎡ありますが、1000㎡がミニトマトの施設になり、残りの700㎡ほどは母が主体に産直向けの作付けを行い、いろいろな品目を経験しながらやっていこうと考えています。計画は以上です。

議長

ありがとうございました。ご本人さんのほうから当面の営農計画について発表していただきましたが、農業委員さんからご質疑、ご意見がございましたら出していただけたらと思います。

委員

若いですし、だいぶ経験を積まれて、これからの地域を担う有望な方だと認識をしたのですが、大平、森、下吾川それぞれに地域性があります。栽培するにしても、地域のさまざまな農業の習慣というものがあります。郷に入っては郷に従えという言葉もあります。特に下吾川は水に関しては池水でございますので、十分考えて営農計画を立てていただきたい。また、地域にとけ込んで地域の行事等にも積極的な参加をお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。今、委員さんからありましたように地域に密着するということも大事だと思います。特に水は農業にとって大きな問題になりますので、十分ご配慮をお願いしたいと思います。他にございませんでしょうか。

委員

1つ2つ質問をさせていただきたいと思います。新規就農以前は何をされていたのですか。

新規就農者

以前は、南予の育苗会社、社名で言うと〇〇〇〇〇という会社で、最初は総務課だったのですが、2年目から自分の希望で現場に異動しました。そこから、たまたま会社で植物工場の事業をするようになりまして、大玉トマトの栽培管理、圃場の運営、育苗関係の試験をし、その後、研究開発部署に移ったのでいろいろな試験をするなど5年半やりましたので、その分の栽培に関しては知識と経験はあると思います。

委員

はい。よく分かりました。ミニトマトを栽培することなので多少経験はあるのかなと思っていましたが、今聞いたようなことをやっていれば十分だと思います。将来が楽しみだと思いますので、頑張ってください。以上です。

議長

他にございませんでしょうか。

大平、森、下吾川と離れた地域の農地ということであぜ草の管理等については地元と摩擦の起こらないように十分ご配慮をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

新規就農者

ありがとうございました。

(新規就農者退室)

議長

その他、ご意見、ご質疑等あれば出していただければと思いますがございませんでしょうか。新規就農者ということで我々も側面的に応援したいと思います。

それでは番号6、7、8についてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6、7、8について原案のとおり承認いたします。

それでは1ページに戻りまして、番号1につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請土地	平岡字平岡	畑	
譲受人の耕作面積	6,333.00	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付予定作物	野菜・果樹	(申請地ではキウイを予定)	
主な農機具の保有状況	乾燥機、農作業用自動車、防除機		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。現地確認をいたしましたところ、キウイをすでに植えられて熱心に取り組んでおられます。〇〇さんは実家が佐礼谷だそうで、実家にはお母様がおられます。松山から通っておられる熱心な方ですのでよろしくをお願いいたします。

議長

番号1についてご意見ご質疑はございませんか。

番号1についてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	串	〇〇	〇〇
譲受人	串	〇〇	〇〇
申請土地	双海町串字ヲカ	田	

譲受人の耕作面積	11,808 m ²
申請理由	(譲渡人) 譲受人からの要望 (譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹（申請地では米を予定）
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、乾燥機、農作業用自動車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんと〇〇さんは友達ですが、今の土地は〇〇さんの家の近所にあり、〇〇さんは隣の集落です。何故かは知らないが、むかし、〇〇さんの土地なのに〇〇さんが買ったか何かをして〇〇さんがずっと作っていたのです、今までもずっと作っていたのですが、〇〇さんが体を悪くして買ってくれと言って元に戻すということで、〇〇さんがずっと作っていたのだけれど続けて作るということです。現地に行ってみますと、田んぼですので苗が植えてありました。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	神奈川県相模原市	〇〇	〇〇	持分2分の1
	埼玉県久喜市	〇〇	〇〇	持分2分の1

譲受人	稻荷	〇〇 〇〇
申請土地	稻荷字池ノ内	田 外 4 筆
受人の耕作面積	16,238 m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大
権利の種類等	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹（申請地では米を予定）	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車	
労働力	常時 3 人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この件につきまして以前にもお話したかと思いますが、5 番の売買もこの件に含んでおります。この 5 筆に関しては 5 番も含めてずっと売りに出していたんです。半年くらい売りに出していたのですが、買い手がなかなかいないということもありまして、私のほうに相談もありましたので誰か買う人いないかなということから〇〇さんに話をしますと、我々の集落営農の仲間でもあるんですが、買っていいということで、全部だったんです。5 番も含めて。これは非常にいい田ですね、2 反くらいあるんですが、お兄さんがこれだけは残して自分が作ると。本来は全部買いなさいと私はおすすめしていたんです。そうすると息子さん、〇〇さんという人なんですが、ちょっと体の調子が悪く、自分のところも 1 町 2 反くらいあるので作れないということでした。全部売るといふ話ではあったのですが。〇〇さんも正直に言うところの田が欲しかったんです。2 反くらいありますから。ただ、どうしてもここだけは残したいということで、私から話をしましょうと言って、〇〇さんにここだけは勘弁したらと言うと、仕方ないということで、話が折り合いました。この人は売主のお兄さんになるんですが、ご両親がおらず、2 人が神奈川と埼玉移り住んで、家も移して帰りませんということで全部売ってくださいと。山が残っているのですが、山は誰かいる人にあげるといふことで 1 坪〇〇円くらいで売るようにしていたのですが、誰も買う人がいないのでいる人にあげましょうということでした。それはそのままになっているのですが、田はこれで処理できて、集落営農で救ってよということで、今年だけは名前が残っているけれど 5 枚だけは作ろうということでみんなで作るようにしております。このような経緯で一件落着きました。以上です。

議長

番号 3 につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号 3 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 3 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 4 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

4 番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請土地	双海町上灘字冷水山	畑	
譲受人の耕作面積	7,752 m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	野菜、果樹 (申請地ではシキビを予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、乾燥機、農作業用自動車		
労働力	常時 1 人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 4 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局が説明したとおりですけれども、〇〇さんはもともと上灘におられた方で、今は松山に出ていますし、距離も遠いということです。また、〇〇さんがちょうど隣地の土地をもっていてそれで傾斜地での経営になりますけど、一緒に耕作しようということで、事務局が言われましたように、シキミを植えて、これからやっていくそうですのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

番号４につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号４につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号４につきまして原案のとおり承認いたします。

番号５につきまして事務局の説明をお願いいたします。

５番

譲渡人	神奈川県相模原市	〇〇	〇〇	持分２分の１
	埼玉県久喜市	〇〇	〇〇	持分２分の１
譲受人	稲荷	〇〇	〇〇	
申請土地	稲荷字池ノ内 田			
譲受人の耕作面積	18,804 m ²			
申請理由	(譲渡人) 労力不足			
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大			
権利の種類等	売買による所有権移転			
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹（申請地では米を予定）			
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車			
労働力	常時４人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号５につきましては先ほど説明していただきました。

番号５につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号５につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号５につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、２ページをお開きください。

番号９につきまして事務局の説明をお願いいたします。

９番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請土地	上三谷字猿ヶ谷	田	外 3 筆
譲受人の耕作面積	45,430 m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹（申請地ではレモンを予定）		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時 2 人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 9 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。この〇〇さんの土地は前回ほとんど売れた残りの土地でございます。本人さんは早く誰かに買っていただきたいと言っていたわけですが、段々畑の状態で水の出入りも悪いので、地元の方はあの田は買えないという状況でした。そういうことで、誰かいないかということで中山の方が買われたのではないかと思います。「〇〇〇〇」の建設の関係で車が通るのに使わせてくれないということで、「〇〇〇〇」さんからも連絡がありまして、事務局のほうにもいろいろ話を持ちかけて、できたらストップをかけたいとは思っていたのですが、このとおり申請を出して、今説明があったとおりでございます。上の工事の関係で土地を若干は使わせてもらいたいという話を「〇〇〇〇」さんはしておりますので、私もどのように対応して良いのか分かりませんので、そのあたりを今後ご検討いただきたいと思います。

議長

番号 9 につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号 9 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 9 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 10 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

10番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請土地	下三谷字大藏	田	
譲受人の耕作面積	12,128 m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、野菜（申請地では米を予定）		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。購入者の〇〇さんは若いころから専業の農家の方で熱心にご作っておられます。土地につきましても〇〇さんのところのすぐ裏にある土地でございます。双方が話し合っただけで決めたのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長

番号10につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第134号 平成29年度農用地利用集積計画（第2号）について

議長

議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積につきまして、皆様方には大変お世話になり、有難うございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日、お配りいたしました別冊、

議案第 134 号 平成 29 年度 農用地利用集積計画（案）平成 29 年度 第 2 号
をご覧下さい。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）を定めたものです。

表紙の裏面から両面 15 ページにわたり明細について掲載しております。

そして、15 ページの次に、最終ページとして集計表を掲載しております。

今回 108 件の申出がありました。

地目 田	新規	65 筆	84, 169.59 m ²
	更新	106 筆	130, 104.52 m ²
	小計	171 筆	214, 274.11 m ²

地目 畑	新規	6 筆	5, 445 m ²
	更新	15 筆	18, 504 m ²
	小計	21 筆	23, 949 m ²

地目 樹園地	新規	24 筆	17, 732 m ²
	更新	16 筆	20, 517 m ²
	小計	40 筆	38, 249 m ²

合計	新規	95 筆	107, 346.59 m ²
	更新	137 筆	169, 125.52 m ²
総合計		232 筆	276, 472.11 m ²

借り手 65 人（利用権の設定を受ける者）

貸し手 103 人（利用権を設定する者）

議長

ここで〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員につきましては、農業委員会法に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に該当いたしますので、退室をお願いしたいと思います。

～〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員（退室）～

議長

議案第 134 号につきましてご意見ご質疑はございませんか。

議案第 134 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案第 134 号につきまして原案のとおり承認いたします。

それでは、入室いただけたらと思います。

～〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員（入室）

■議案第 135 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 135 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める
事務局の説明をお願いします。

今回 1 件の申請がありました。

1 番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇

申請地 双海町高岸字上サイ 畑

転用目的 墓地及び納骨堂

権利の種類等 寄付による所有権移転

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

平成 29 年 2 月に開催された総会の議案 1 2 2 号において農振除外における意見について審議され、その後県に進達され除外のめどが立ち、今回の転用申請に至ったもので

あります。

申請人は、双海町の宗教法人であります。主な檀家のいる双海町においては、旧来私有地のみなし墓地で諸個人が管理することが慣習であったため、申請者は墓地を所有しておりませんでした。

しかし、近年、少子高齢化の影響や私有地のみなし墓地の利便性の悪化等により墓地の荒廃が深刻化したことや、申請者の隣接地に管理墓地を開設して欲しい旨の要望もあり、檀家の利便性の向上と永年管理を目的とし、申請地に墓地及び納骨堂の設ける話がまとまったため、農振除外の申出に至ったものであります。

申請地は、双海町高岸の唐崎集落に位置し、農地と住宅が混在した農地であり、東側に向かって緩やかに標高が高くなる傾斜面で 10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

議案第 135 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

はい。2 月にありましたが、転用申請がありまして、承認いたしましたところでございます。親子関係で売買ではないのですが、田舎ですので先ほど言いましたように身無し墓地が多く寺の真横に作るということで部落のみんなもよろこんで希望者も出ていますところでございます。あとは事務局が言ったとおりでございます。

議長

議案第 135 号につきましてご意見ご質疑はございませんか。

議案第 135 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 135 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて 5 ページをお開きください

■議案第 136 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申

請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申出人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
土地所有者	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申出地	中山町出渕2番耕地	畑	外4筆
転用目的	植林		

申請地説明図の(5)～(7)が関係資料となっています。

申出人は、申出地に平成4年から平成9年の5年間に檜を植林しておりましたが、関係法規に対する認識不足のため、森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識したものであり、後継者の不在や急傾斜地で作業性も悪いため、今後申出人が農地として管理していくことは困難であるとのこと。

現在は、周囲の山林と一体化した状態で農地としての復旧は難しく、今後は森林組合などの協力を得て山林として管理するために地目を山林に変更する必要がある、是正手続きとして、農振除外の申請に至ったものであります。

申出地は、中山町の小池集落から東側にある農用地周辺部に位置し、西側に向かって標高が高くなる急傾斜面の10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。申請人の〇〇さんは松前に住んでいますが、出身は小池地区なんです。

定年後しょっちゅう小池へ帰って農地の管理をしたりしているんですが、木が覆い茂り30年前後になるのですが、森林組合が間伐をしている最中です。そのときに登記を変更するということで申請をしたということです。よろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

委員

2番耕地の数字が違うのですがどちらが正しいのでしょうか。466と446。

事務局

登記を見て確認しましたが、議案書の446が466ということで間違いがございましたので466で修正をお願いします。申し訳ございません。

議長

他にございませんでしょうか。

委員

この案件は、農振除外ということでの審議であって、次に農地転用という次の審議が入って来るという事でしょうか。

事務局

農振除外の申請があった後に何ヶ月間か期間があきまして、その後の地目変更のための転用の手続きが行われます。

委員

一回ではできないのですか。

事務局

農地に関しては、複数の法律の網がかかっている場合がございます。例えば最も多いのが農地法の縛りと農業振興地域整備計画に関する法律、一般的にいう農振法の縛りがあります。委員さんをご指摘のとおり、同じ案件を2度にわたって審議をするロスがあるのではないかとありますが、まず1つの法令に関して、除外、転用の手続きについて関係法令に基づいてその目的どおりに転用行為がされるのかという審議を諮っていただき、農業振興地域いわゆる青地の縛りを外す行為をいたします。それが適切に行われた後に、はじめて転用の本協議を行うやり方になります。例えば、前回あったように、県に上がった段階で開発関係の法令で待ったがかかる場合もあります。まずもって農振がいけると言う見込みの中で管理者として地域農業委員会のご意見をお願い

いしております。その後、農業振興地域整備計画に関する法律の除外ができた時点で、改めまして転用の本協議をしていただくという流れになっております。重複したものが必ずしも同じ案件にならないというケースもございますので、まずは除外の手続きが適切に終わって、今は見込みの時点でご審議いただいているわけですが、後に、転用のご審議をいただく流れになっているということをご了承いただければと思います。

委員

それは基本的なものであって、本件のようにすでに平成4年にヒノキを植栽している転用済みの既成事実がある案件ですので、これが違うものになるという可能性は極めて低い。いわばこれは無断転用だから屁理屈を言うと元の農地にかえてから植林をしろということになるものです。このような件に2度の審議は必要ない気がします。

議長

言われることも分かりますが、まず農振を外しないと法律上規制があり転用できないので先に農振を外します。2度手間にはなりますが、その次に転用を審議するという形になります。植林等は20年以上経過していれば、違反転用であっても後から顛末書等を出して申請すれば、愛媛県の場合、県下的に転用を認めるということです。ただ、この農振地域のままでは転用は認められない。伊予市として農振の計画から外していますということで県の許可を得てはじめて転用を認めるということです。ご理解いただければと思います。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

2番

申出人	香川県高松市	〇〇〇〇〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇 〇〇
申出地	双海町上灘字表田	田
転用目的	携帯電話無線基地局	

申請地説明図の(8)～(10)が関係資料となっています。

申出人は認定電気通信事業者であり申出地がある双海町上灘の大江集落には、〇〇〇〇〇〇〇の無線基地局がなく、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない

状況となっています。電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行うということです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

申出地は、双海町大江集落の県道中山双海線の沿線に位置し、宅地等が混在し、県道に分断された農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。事務局が説明したとおりですが、県道の横に12㎡、現在できておりますが、農地を確認しましたが、周りの農地にどうこういうわけではありませんのでよろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

事務局

補足説明をさせていただきます。先ほど転用が不要になっているということで、今後農振除外だけするというので、転用は出てきません。転用が不要の許可案件になりますので今回は除外のみということでよろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて6ページをお開きください。

■報告第137号 非農地証明願いについて

議長

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

今回1件の申請がありました。

1番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
申出地	大平字小野 畑		
証明書	非農地証明		
現状	小さな祠を置いている雑種地		

申請地説明図の(11)～(13)が関係資料となっています。

申出地は、屋敷神をまつるための祠があります。この祠の起源は定かではなく

明治以前から先祖代々引継ぎ、まつってきたということです。祠もかなり古くからあることがわかる状態であります。隣接農地の所有者にも20年以上前より祠であったことを認める確認書を提出してもらっています。また面積が1.99㎡と極めて小さく今後農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。なお、申出地は、大平の曾根集落に位置する住宅等が連たんしている区域で、農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上の理由から当該農地を20年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への利用が極めて困難な状況にあります。

議長

議案第137号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんの家の入り口に向かって左側に祠があります。何でここにあるのかと不思議に思っていたのですが、〇〇さんと一緒に確認しました。事務局の言ったとおりですので、よろしくお願いします。

議長

議案第 137 号につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

かなり以前から祠があったようで、宅地等の申請をする際に一緒に除外申請をしておけばよかったのですが、そのまま残っていたようです。この際、本人さんから非農地証明願が出たという案件でございます。

議案第 137 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 137 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて 7 ページをお開きください。

■報告第 8 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 84 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

申請人 中山町佐礼谷 ○○ ○○

届出地 上三谷字新田 田

転用目的 農業用倉庫

申出地を確認したところしっかり農作物の管理ができていた状態でありました。

議長

報告第 52 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第 8 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 85 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請農地	下吾川字馬塚 畑		
転用目的	個人住宅		
権利の種類等	所有権 移転		

以前から土地は売りに出されていたということで、今回売買契約が成立したということで届出があったということです。

議長

報告 85 号につきましてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第 86 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 86 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 5 件の届出がありました。

1 番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請土地	下吾川字馬塚 畑		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定(農地法第 3 条)		

2 番

貸出人	中山町出渕	〇〇	〇〇			
借受人	中山町中山	〇〇	〇〇	相続人代表	〇〇	〇〇
申請土地	中山町中山丑 田					

解約事由	双方合意
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第3条)

3番

貸出人	宮下	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
申請土地	宮下字水戸口	畑	外3筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第3条)		

4番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇〇〇〇〇	
申請土地	大平字小野	田	外3筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(基盤法)		

5番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請土地	上吾川字向井	山林	外12筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定(農地法第3条)		

議長

報告第86号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

■報告第87号 相続税の納税猶予に関する継続届

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

被相続人 尾崎 ○○ ○○
相続人 尾崎 ○○ ○○
届出地 上野字井手ノ上 田
相続開始 平成 22 年 11 月 12 日

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から 3 年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 29 年 6 月 1 日であり、申請地が特定貸付け農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 29 年 5 月 16 日に証明書を交付したものです。

議長

報告第 87 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

事務局

平成 28 年 5 月 24 日開催の農業委員会において平成 28 年度の加入推進部長が、第 22 期の任期(平成 29 年 7 月 19 日)まで加入推進部長を担当することを諮らせていただいておりますので対象の委員におかれましては引き続きよろしくお願いいたします。

加入推進部長	平成 28 年度	平成 29 年度
南山崎	1 番 ○○ ○○	1 番 ○○ ○○
北山崎	8 番 ○○ ○○	8 番 ○○ ○○
郡 中	9 番 ○○ ○○	9 番 ○○ ○○
南伊予	1 2 番 ○○ ○○	1 2 番 ○○ ○○
中 山	2 2 番 ○○ ○○	2 2 番 ○○ ○○
双 海	3 5 番 ○○ ○○	3 5 番 ○○ ○○

また、7 月 2 0 日以降の担当につきましては、また 7 月開催以降の新規農業委員を含めた農業委員会にて諮らせていただきます。

□農地転用許可申請の許可状況報告について

第 34 回 4 月議案第 130 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、

譲渡人 上野 ○○ ○○

譲受人 上野 上野区 代表者 ○○ ○○

申請地 上野 字西間 宅地（現況畑）

転用目的 防災倉庫

平成 29 年 5 月 15 日（地 5）第 57 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

同じく第 34 回 4 月議案第 130 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、

譲渡人 上三谷 ○○ ○○

譲受人 上三谷 ○○ ○○

申請地 上三谷字猿ヶ谷 畑 外 4 筆

転用目的 店舗

権利の種類等 売買による所有権移転

平成 29 年 5 月 15 日（地 5）第 58 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

議長

□ 次回の開催日程について

平成 29 年 6 月 29 日（木）15 時 30 分より

伊予市総合保健センターにて開催予定です。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 36 回 5 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 15 時 15 分 閉会）